⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　低入札価格調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

⑸　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出すること。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑵の②イに同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４の⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、本工事における競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑾　電子入札について

①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には届出書を提出することにより紙入札方式に変更できる。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準標準例」（電子入札センターホームページ；http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。

⑿　入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

⒀　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。

⒁　提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

⒂　施工体制確認のためヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⒃　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

⒄　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

②　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⒅　工事の施工効率向上対策について　受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省ＷＥＢサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

①　工事円滑化会議　工事着手時および新工種発生時等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る。

②　設計変更確認会議　工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。

③　対策検討会議　工事実施中において、自然的又は人為的要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて受注者と発注者が対応方針の協議・確認を行う。

⒆　農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和２年７月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいる。

⒇　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : YAMAMOTO Tetsuya, Director General of Chugoku-Shikoku Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction works of the drainage pump station on the Ronden River of Shinjiko agricultural land maintenance project

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 P.M., 5 November, 2021

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M., 9 December, 2021, in case of submission by paper : 4 : 00 P.M., 9 December, 2021, in case of submission by postal application : 4 : 00 P.M., 9 December 2021

⑹　Contact person : WATANABE Kenji, the First Technical Review Section, Design Division, Rural Development Department, Chugoku-Shikoku Regional Agricultural Administration Office, 1―4―1 Shimoishii, Kitaku, Okayama city, Okayama prefecture 700―8532 Japan. TEL 086―224―4511 ex. 2625

別表１

①　説明書の交付期間　令和３年10月21日から令和３年12月９日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日は、午後４時までとする。

②　参加資格確認申請書　令和３年10月21日から令和３年11月５日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

③　確認資料の提出期間　電子入札システムにより提出する場合（入札書とともに添付）　令和３年12月７日午前９時から令和３年12月９日午後４時まで

持参または郵送により提出する場合　令和３年11月８日午前９時から令和３年12月９日午後４時まで

④　入札書及び工事費内訳書の提出期間　令和３年12月７日午前９時から令和３年12月９日午後４時まで

⑤　開札日時　令和４年２月３日午後１時30分から

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１項に規定する行政機関の休日をいう。

第明治三二十五種郵年三月三十一便物認可日